

議員や市長、職員の倫理 本人の自覚と市民チェックのために

2008年春 山県市に良い条例を！ 請求代表者 寺町知正

山県市は、2004年4月の山県市議会議員選挙のポスター等の選挙公営での不正事件の発覚で、全国的に有名になりました。不正行為は政治家本人のモラルの問題、という人がいます。しかし、国から市町村まで同じように、政治家の不正や公務員・役所の裏金などの事件が続きます。市民が監視し「清潔であること」を政治家や公務員に要求しなければいけない、そういう声も強くなって当然です。

私たちは今年1月から、市民の皆さんとともに、「議員のボーナスの加算は廃止を」「議員や市長の倫理条例を」と、2つの直接請求運動を開始しました。ご協力いただき、ありがとうございます。

3月の定例議会では、「ボーナス加算制度」は議員提案で廃止と決定され、「倫理条例」は市長提案されて可決。実質的に市民提案とほぼ同じ内容の政治倫理条例は「保存版」として別に添えます。

市民の行動が、市長や議会・議員を動かしたことは素晴らしいことです。

直接請求は日本では、「伝家の宝刀」といわれます。とはいえ、自治体合併の住民投票条例制定を除いては、なかなかその願いが実現しません。そんな中、山県市では、2003年の「選挙公報発行条例の制定」、昨年の「選挙ポスターなどの公営条例の廃止」、今年の「ボーナス加算廃止の条例改正」「倫理条例」と、直接請求として声を挙げれば結果が現れるとても良い状況。全国にもこんな例はまれです。

今後ますます、市民がしっかりと行政や政治、議員や市長らを監視することが必要になります。

そこで、政治家や選挙に関する倫理の原点の幾つかを整理し、政治家の仕事のあり方を確認して、市民の皆さんのチェックのお役に立てばと願い、このパンフレットを作成しました。

山県市の将来を考えたとき、議員に求められるのは、行政の提案にシャンシャンと賛成することではなく、議論のできる議会、政策提案や立法機能を発揮できる議会にすることです。

新しい市でありながら古い体質をいつまでも続けることは、やめにしましょう。

<p>4月に予定されている山県市議選(定数16)の立候補予定者説明会が21日、山県市役所で開かれた。現職14陣営を含む16陣営の計40人が参加。ポスター代水増し請求事件で書類送検されたうち、現職市議員1人と、辞職した市議員1人の陣営も出席した。</p>	<p>2008.3.22 中日</p> <p>16陣営が出席 山県市議選説明会</p>	<p>16陣営が出席 山県市議選立候補者説明会</p> <p>任期満了(四月三十日)による山県市議選の立候補予定者説明会が二十一日、市役所で開かれ、定数と同数の十六陣営が出席した。</p>
<p>2008.3.22 朝日</p> <p>16陣営が出席 山県市議選立候補者説明会</p>	<p>2008.3.22 岐阜</p> <p>16陣営が出席 山県市議選立候補者説明会</p>	<p>陣営の内訳は新人一、元職一、現職十四。今回の選挙から定数が六減され一六となる。出席した陣営のほかに候補擁立を模索する動きがあるた</p>
<p>同市議選は昨年三月、「市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」の廃止を決めたため、今回の市議選で選挙公営は適用されない。</p> <p>(小西里奈)</p>	<p>共産党は現在、候補者の擁立を目指している。今回の市議選から、これまでの定数三を六減し、一六とすることが決まっている。同市議会では、前回の市議選で選挙公営されたポスター代の水増し詐欺事件をきっかけに、昨年市議員五人が辞職したため現職は十七人。</p>	<p>説明会では市選管が昨年、元市議らが悪用したポスター印刷費などの選挙公営制度が廃止されたことなどに触れ、公正な選挙運動を求めた。</p> <p>(横山大輔)</p>

「地方自治の理想に向けての取り組みに、大いに期待」

福祉と地方自治のプロフェッショナル

前・宮城県知事の浅野史郎さんからの手紙

浅野史郎さんは、厚生労働省の福祉のスペシャリスト。45歳で宮城県知事に立候補し当選、知事を3期12年間つとめたのち勇退、2年前から慶応義塾大学総合政策学部教授。テレビのコメンテーターとしても有名な人。著書多数。私は、その頃から親しくさせていただいています。1年半前、私は浅野さんから授業で岐阜県行政の話をするように依頼を受け、慶応大学の藤沢キャンパスへ出かけました。

このほど、浅野史郎さんから山県市民の皆さんに向けて、あついメッセージが届きました。

「地方自治は民主主義の学校」ということを信じている。慶応大学SFCの授業でも、私は、このことを、まず、学生に投げかける。国政や国際政治に興味を持つのもいいが、一方で、半径10キロ以内の地方自治で何が行われているのかに関心を持って。地方自治への関心が義務教育レベルであって、その課程を終えてから高校、大学、つまり、次の国政レベルの関心へと進学すべきものである。

「地方自治は民主主義の学校」には、もう一つの意味がある。学校なのだから、まずは入学せよ。入学金と授業料は、自治体への税金という形ですでに払っている。入学して授業に出るということは、関心を持ち、行動するということ。我関せず、すべてお任せでは、登校拒否と同じになる。

前回の山県市議会選挙での、ポスターなどにまつわる不正問題は、私の耳にも届いている。「選挙なんて、こういうもんだ」といって、平然としてはいられない。「政治家の常識は、山県市民の非常識」ではないか。良識ある市民は、怒っているとも聞いている。怒りは関心の始まり、関心は行動の第一歩である。

市民の怒りから始まる行動は、特に、選挙の場面で発揮される。その場面では、市民が主役である。市政はどうあるべきか、議会はどう変わるべきか、議員はどう行動すべきか。選挙の機会に、一人一人の市民は、こういったことについて、真剣に考えることが必要だし、主体的に行動することが求められる。

山県市は、条例の直接請求の活動と実績で、全国的にも有名である。選挙の時だけでなく、日ごろから、市民が主体的に問題意識を持って行動しているということになる。この実績は全国的に誇れるものであり、さらに広げていくべきものだろう。その集大成として、議会議員選挙が間近に迫っている。

地方からこの国を変えられると信じている私としては、地方自治の理想に向けての山県市民の取り組みに、大いに期待している。ここから地方自治が変わる、ここから日本が変わっていく。そんな第一歩をこの目で見たいものである。

議員氏名	在職月数	発言回数
石神 真	12	0
吉田 茂広	40	0
武藤 孝成	43	0
村瀬 伊織	48	0
田垣 隆司	48	0
大西 克巳	48	0
河口 國昭	48	0
藤垣 邦成	35	2
杉山 正樹	12	3
宮田 軍作	48	3
影山 春男	48	3
横山 善道	35	5
尾関りつ子	48	5
小森 英明	48	6
谷村 松男	48	7
渡辺 政勝	40	8
横山 哲夫	48	9
村瀬 隆彦	43	9
後藤利てる	48	9
村橋 安治	43	12
藤根 圓六	48	18
久保田ひとし	48	18
中田 静枝	48	116
寺町 知正	48	264
合計	-	497

議場で発言しない議員ランキング

2004年6月から2008年3月までの山県市議会定例会における議案質疑の発言回数の集計表。(単なる要望等はカウントせず)

4年間16回の本会議での回数の合計(在職月数に注意)。

山県市議会は、定例会の中間の本会議で、各議案について一問一答方式で、1件につき3回まで質問ができる。

事前に内容を通告する一般質問と違い、筋書きなしのまま本会議場での「ぶっつけ本番」の議論は準備も必要だが、一番おもしろい。

【山県市の議員に毎月支給される報酬の額】 議長37.8万円

副議長34万円 委員長32.5万円 一般議員32万円

【ボーナス加算制度廃止後も支給されるボーナスの1年間の合計額】

議長 37,8万円×(445/100ヶ月)=168万2100円/1年間

一般議員 32万円×(445/100ヶ月)=142万4000円/1年間

山県市ではドブ板議員はいらない

口利きや要望の受け止め方(2007年9月25日一般質問)

《問・寺町》 立場を利用した行政への「口利き」が問題になっている。政治家から、不当に思える圧力が加わり、行政の本来の仕事が阻害されることがある。ある専門家は「いろんな首長は、行政のあり方を変えることで現状を突破しようとしている。ところが、議員は選挙に勝ち抜くために、受益を前面に出す。それを望む有権者もいる。」という日本の変わり目の様子を説いている。

山県市では、俗に「土木工事要望」というが建設課が窓口となって、取り扱いの方法を原則化し、手続きやルールも文書化もしている。年一回、自治会を通じて要望を提出、現地調査などして、どれを採択するかは市行政が決める。結果は知らせる。採択されなかったら年度を越せば新たなものとして希望を出す、という原則だと理解してよいか。(答・基盤整備部長) 発言のとおり、「土木工事要望箇所取りまとめ要領」に基づき行っている。

《問・寺町》 年度途中でのこの手続きを外れた要望(緊急や小修繕は除く)の受け付けはなく、その要望の発信は有力者であっても議員であっても同じ扱いである旨でよいか。

(答・基盤整備部長) 自治会長が取りまとめたものに限り随時受け付けて、個人的な要望は却下している。予算に反映できる時期でないものは、次年度も要望していただく。

《問・寺町》 事業採択の前、特定の要望に関して有力者や議員のプッシュをどう扱っているのか。

(答・基盤整備部長) 不当な圧力による口利きがあってはならない。本市については、そういったケースは聞き及ばない。もし、仮にそういった働きかけがあったとしても、事業決定の判断は、働きかけをした方を見て判断するのではなく、事業本来の必要性を考慮して決定すべきである。

■4 ポスター代等 2004年山県市議選公営費請求額 (単位「円」)

所属のうち、「保系無」は「保守系無所属」、公明は「公明党」、共産は「共産党」、無は「純粹無所属」

◆は警察が書類送検した者 ●は議員を辞職した者 ■はポスター代の水増を認め市に返還した者

送検	辞職	返還	上限%	ポスター代	候補者名	所属	自動車借上料	選挙車燃料代	運転手日当	公金の受領額
◆	●	■	99.7	369,900	村瀬 隆彦	保系無	103,670	32,026	87,500	593,096
◆	●	■	99.7	369,900	吉田 茂広	保系無	107,100	16,460	87,500	580,960
◆		■	99.4	368,550	宮田 軍作	保系無	106,575	23,762	87,500	586,387
◆		■	99.4	368,550	横山 善道	保系無	107,016	23,326	87,500	586,392
◆	●	■	99.4	368,550	渡辺 政勝	保系無	105,000	0	84,000	557,550
			95.0	352,215	尾関 りつ子	公明	107,100	11,130	0	470,445
◆	●	■	80.3	297,675	村橋 安治	保系無	106,575	0	84,000	488,250
			61.7	228,900	中田 静枝	共産	107,100	9,222	87,500	432,722
			60.4	223,965	谷村 松男	保系無	107,100	9,960	87,500	428,525
◆	●	■	53.5	198,450	武藤 孝成	保系無	106,575	17,487	87,500	410,012
			49.9	184,950	小森 英明	保系無	52,500	13,161	84,000	334,611
			44.0	163,080	後藤利てる	保系無	107,100	15,845	87,500	373,525
			44.0	163,080	藤垣 邦成	保系無	105,000	18,598	84,000	370,678
			44.0	163,080	横山 哲夫	保系無	107,100	12,004	87,500	369,684
			44.0	163,012	村瀬 伊織	保系無	107,100	13,213	87,500	370,825
			43.0	159,300	石神 真	保系無	107,100	33,055	87,500	386,955
			42.0	155,925	長屋 孝	保系無	107,100	23,673	87,500	374,198
			42.0	155,925	田垣 隆司	保系無	91,000	20,932	84,000	351,857
			42.0	155,925	藤根 圓六	保系無	100,800	9,934	84,000	350,659
			42.0	155,925	大西 克巳	保系無	0	29,635	87,500	273,060
			42.0	155,925	影山 春男	保系無	106,575	0	0	262,500
			40.3	149,580	河口 國昭	保系無	105,840	41,951	87,500	384,871
			32.9	121,905	久保田ひとし	保系無	50,190	23,205	87,500	282,800
			0.0	0	寺町 知正	無	0	0	0	0

議員選挙での『市長推薦』の意味

議員選挙の予定候補者のパンフなどやハガキに『推薦 市長 ○○』などと書いたものがあります。

地方自治体では、議会と首長が共に住民を代表する二元代表のシステムがとられています。選挙で選ばれた住民の代表機関である議会と首長とが、相互の抑制・均衡を通じて、民意を反映した政治・行政が行われることを期待するシステムです。だから、議会（議員）が果たすべき機能は、政策形成機関（＝専門職としての議員像）とコントロール機関（＝監視・統制する議員像）といえます。

議会と行政は、適度な緊張関係が保たれてこそはじめて、それぞれの意義が発揮されます。活発に知恵を出しあい、さん新たな発想を投げかけあい、真に地域のためになる政治をおこなう必要があります。

それにもかかわらず「議員選挙での市長推薦」というのは、「私は当選したら市長の出す議案には、何でも賛成します」という契約を事前に結んだ、ということ。つまり、「議員が本来、果たすべき義務を私は放棄します」ということを表明しているわけです。